

課 題

- 地域福祉の支援体制づくり

地域におけるさまざまな生活課題を抱えた障害のある人や高齢者の相談への対応、支援が必要な人への見守り体制などを関係機関と連携して、福祉の制度につなぐ地域福祉の支援体制づくりが極めて重要です。

- 地域福祉活動の理解促進

地域住民に対して地域福祉活動の理解を促進するため、子育て支援や障がい者・認知症高齢者等を取り巻く課題等について、講演会等で啓発するとともに地域福祉活動の担い手に対する、研修会、交流会、イベントを地域住民、港区社会福祉協議会や各種団体と連携して取組を進めていく必要があります。

- さまざまな活動主体による協働の取組

だれもが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく、地域でいきいきと暮らせるよう、行政のみならず、地域住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体による協働の取組を広げていくことが必要です。

- 実行性のある避難支援

災害時に備え、避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、個別避難計画の作成など実行性のある避難支援が求められます。



- 子育て家庭に対する支援

子育て家庭に対する支援については、主任児童委員、子ども・子育てプラザや子育て支援センター等と連携して行い、子育ての不安と負担軽減を図る必要があります。

- 生活困窮者に対する支援

相談窓口において、生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な支援を提供するとともに、さまざまなサービス等につなぐことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援していく必要があります。

- 孤立世帯等への対応

支援が必要な状況にあるにも関わらず、自ら相談することができない状態にある世帯等に対しては、住民による見守りや必要に応じて専門職がその人たちのもとへ積極的に向かい、つながりをつくる取り組みが必要なため、保健福祉センターが、区社協の見守り相談室や地域包括支援センター、大阪市子ども相談センター等の専門相談支援機関や民生委員等と連携して、的確な対応を図る必要があります。

- 複雑化、多様化、深刻化する福祉課題への対応

福祉課題は、一層複雑化、多様化、深刻化し、施策分野ごとの体制では対応しきれないため、各関係機関が連携を強化していく必要があります。